

2010年11月25日

報道関係各位

条例案の議員提案について

渋谷区議会民主党幹事長 鈴木建邦

11月30日に開会する渋谷区議会平成22年第4回定例会において、渋谷区議会民主党所属の4名の議員は「渋谷区施設等の愛称名に関する条例」（愛称条例）を議員提案しましたのでお知らせいたします。

現在、渋谷区では、渋谷公会堂、公衆便所などにネーミングライツ（命名権）が導入され、区の収入増に寄与しています。しかしながら、ネーミングライツについては、法的な根拠が乏しいことも指摘をされており、渋谷区議会民主党では区議会の中で、ネーミングライツの活用とともに、手続きの透明化を主張してきました。

一方、多くの自治体で近年では地域振興やコミュニティの活性化のために、施設や道路などに愛称をつける例も多くあります。

今回、渋谷区議会民主党において提案した「愛称条例」では、ネーミングライツや地域振興やコミュニティ活性化のためなど様々な目的を包括し、施設等への愛称名の活用に関する条例を定めるものです。

ネーミングライツに関する条例化の提案は、横浜市議会議員提案（否決）の例がありますが、手続き等を含んだ条例の提案は全国の自治体を通じて初めての試みとなります。

添付の資料、下記のスケジュールについてもご覧ください。

・添付資料

外部監査契約に基づく監査に関する条例（説明資料）

外部監査契約に基づく監査に関する条例（条例案）

・平成22年第2回定例会での外部監査条例関連のスケジュール（見通し）

12月1日 本会議—提案理由説明

12月3日か7日ころ 総務区民委員会—趣旨説明、質疑

12月8日 総務区民委員会—補充質疑、討論、採決

12月10日 本会議—採決

お問い合わせ先 渋谷区議会民主党

TEL. 03-3463-1042

FAX. 03-5458-4967

shibuya@s-kenpo.jp（鈴木）

条例案文

○渋谷区施設等の愛称名に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、区が設置する施設の全部又は一部及びその他の区の財産又は営造物（以下（「施設等」という。）の愛称名の設定に関し必要な事項を定めるものとする。

(愛称名の設定)

第二条 条例により名称が定められた施設等に設定する愛称名及びその設定期間は、別に条例の定めるところとする。

第三条 前条の施設等以外の施設等に設定する愛称名及びその設定期間は、規則で定められなければならない。

(周知)

第四条 区は、前二条の規定により施設等の愛称名が設定されたときは、規則の定めるところにより、当該愛称名の周知を図るものとする。

(愛称名の使用)

第五条 区は、第二条又は第三条の規定により愛称名が設定された施設等について、当該愛称名以外の愛称名を用いてはならない。ただし、当該施設等の名称又は愛称名の略称を用いる場合はこの限りでない。

2 区は、前項の施設等について、条例又は規則により定められた愛称名の設定期間に限り、当該愛称名を用いることができる。

第六条 区民及び愛称名が設定された施設等の利用者、参加者その他の関係者は、愛称名の設定期間において、当該愛称名を用いるように努めなければならない。

(設定の求め)

第七条 何人も、区規則の定めるところにより、施設等に愛称名を設定することを求めることができる。

(契約等の報告)

第八条 区は区以外の者と愛称名の設置に関し契約、協定その他これに類するものを行ったときは、速やかに議会にその旨及び内容を報告しなければならない。

(愛称名設定審議会)

第九条 この条例の規定による愛称名の設定に関する事項を調査審議するため、区長の附属機関として、愛称名設定審議会（以下この条において「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、愛称名の設定に関する事項を調査審議し、答申する。

3 審議会は、委員十二人以内で組織する。

4 審議会の委員は、区民、区内関係団体の構成員及び学識経験者のうちから、区長が委嘱する。

(委任)

第十条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

1 この条例は、平成二十三年十月一日から施行する。

2 区長は、この条例の施行前に設定された愛称名について、この条例の施行の日までに必要な措置を講ずるものとする。

(説 明)

区が設置する施設等の愛称名の設定に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定する必要があるため、この案を提出する。

議員提出議案第16号

「渋谷区施設等の愛称に関する条例」について

1 提案理由

区が設置する施設等の愛称名の設定に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する。

※施設等・・・区が設置する施設の全部又は一部及びその他の区の財産又は営造物

2 内容

(1) 愛称名の設定（第2、3条関係）

愛称名及びその設定期間は

条例により名称が定められた施設等

→

条例で定める

例) 渋谷公会堂、文化総合センター大和田など

それ以外の施設等

→

規則で定める

例) 区立の都市公園、公衆便所など

(2) 周知（第4条関係）

施設等の愛称名が設定されたときは、規則の定めるところにより、当該愛称名の周知を図るものとする。

(3) 愛称名の使用（第5、6条関係）

区は

→愛称名が設定された施設等について、当該愛称名以外の愛称名を用いてはならない。ただし、当該施設等の名称又は愛称名の略称を用いる場合はこの限りでない。

→条例又は規則により定められた愛称名の設定期間に限り、当該愛称名を用いることができる。

区民及び愛称名が設定された施設等の利用者、参加者その他の関係者は

→愛称名の設定期間において、当該愛称名を用いるように努めなければならない。

(4) 設定の求め（第7条関係）

(5) 議会への報告（第8条関係）

愛称名の設置に関し契約、協定その他これに類するものを行ったときは、速やかに議会にその旨及び内容を報告しなければならない。

(6) 愛称名設定審議会（第9条関係）

3 施行日

平成23年10月1日から施行する。

以上